仕様書

１．業務名　古河福祉の森会館　日常清掃業務委託

２．履行期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。ただし、土曜、日曜、祝日、施設保守点検実施日、年末年始の１２月２９日から１月３日までは作業を実施しないものとする。

３．就業の時間及び人員

作業の時間及び人員は下記のとおりとし、作業終了時刻は協議の上変更できるものとする。

・日常清掃業務

①　作業時間　７時間　午前８時３０分から午後４時３０分まで

②　作業人員　３名

・作業日数　年間２４３日

４．経費区分

（１）委託者が負担するもの

・業務遂行に必要な光熱水費

・ごみ収集袋、トイレットペーパー

（２）受託者が負担するもの

・業務遂行に必要な器具（掃除機、ほうき、チリトリ等）

・ガラスクリーナー、ぞうきん

５．秘密漏洩

作業員は、業務上知りえた秘密はいかなるものについても漏らしてはならない。

６．作業員の服装

業務にふさわしい制服を着用させ、社名及び氏名の入った名札を胸部につけること。

７．作業報告書の提出

日常作業報告書を作業翌月に提出すること。

８．清掃内容

・会館全体（施設敷地全体）

くずかご・茶がら等の処理、台所・流しの清掃を行うこと。

・風除室

自動ドアのガラス清掃を行うこと。（手の届く範囲）

・トイレ

衛生陶器類の水洗い、トイレットペーパー、水石鹸の補充等を行なうこと。

・ふれあいの湯（令和４年４月１日～使用中止）
~~浴槽清掃（週１回）~~
・その他
建物衛生管理及び美観上必要と認めた作業は就業時間の範囲内でこれを行うものとする。

９．日常清掃部分
対象部屋名　面積（㎡）　備考
トイレ
会館１階　220.19
会館２階　110.69
診療所　38.40
別棟　6.79
~~ふれあいの湯　52.26　週１回~~
保健ステーション　437.33　月２回（金曜日午前中）

１０．その他
（１）備品等の損傷又はき損が生じた場合は速やかに監督者に報告のこと。
（２）作業中は施設利用者に対し、事故の内容に十分に注意をはらうこと。
（３）作業中は血液、薬液等が直接手に触れないようゴム手袋等を使用のこと。
（４）使用後の手袋等は焼却処分すること。
（５）電気・水道等光熱水費の節約につとめること。
（６）仕様書に記載されていない事項については、その都度協議すること。